

令和 7 年度徳島県公立小・中学校暫定再任用教職員(教諭等)選考審査要綱

1 対象者

次の(1)(2)(3)のいずれかの要件を満たす者

- (1) 徳島県公立小中学校の教職員のうち、令和 7 年 3 月 31 日付けで定年退職予定の者。(生年月日が昭和 38 年 4 月 2 日から昭和 39 年 4 月 1 日までの者)
- (2) 徳島県公立小中学校の教職員であった者(生年月日が昭和 35 年 4 月 2 日から昭和 39 年 4 月 1 日までの者)のうち、現在暫定再任用中の者、定年前三任用短時間勤務中の者、又は、25 年以上勤続して令和 2 年 4 月 1 日以降に退職した者。
- (3) 徳島県公立小中学校の教職員であった者(生年月日が昭和 39 年 4 月 2 日から昭和 40 年 4 月 1 日までの者)のうち、25 年以上勤続して令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に退職した者。

2 再任用期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日(1 年間)

3 再任用する職

従前就いていた職を考慮し、教諭、養護教諭、栄養教諭、又は主任(事務職員、栄養職員)のいずれかの職に任用する。

4 勤務時間

令和 7 年度の再任用教職員については、次のア～カの勤務とする。なお、配置先及び勤務形態は、県教育委員会が決定する。

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| ア 週 23 時間 15 分(週 3 日) | イ 週 19 時間 10 分(週 2.5 日) |
| ウ 週 19 時間 10 分(週 5 日) | エ 週 15 時間 30 分(週 2 日) |
| オ 週 28 時間 45 分(週 5 日) | カ 週 38 時間 45 分(週 5 日) |

※主任(事務職員、栄養職員)の勤務形態は、オのみです。

その他の教職員の勤務形態は、ア・イ・ウ・エ・カのいずれかになります。

5 申込手続

(1) 受付期間

令和 6 年 11 月 1 日(金) から令和 6 年 11 月 15 日(金)まで(教職員課締切)

(2) 提出先

- ① 現在徳島県内の公立小中学校に所属している者は、校長及び市町村教育委員会を経由して、徳島県教育委員会教職員課小中学校人事担当へ提出する。
- ② 県立中学校・中等教育学校に所属している者は、校長を通じて、徳島県教育委員会教職員課小中学校人事担当へ提出する。

③上記受付期間に学校現場で勤務していない者については、直接、徳島県教育委員会教職員課小中学校人事担当へ提出する。

(3) 提出書類

- ① 令和7年度徳島県公立小・中学校再任用教職員選考審査申込書（様式第1号）
- ② 健康診断書（令和6年度中に行った定期健康診断又は人間ドック等の結果の写し）
なお、健康診断が未実施の場合は、結果が手に入り次第送付すること。

6 審査日程

令和6年12月16日（月）、17日（火）、18日（水）
（出願者に対して後日、連絡する。）

7 審査方法

- (1) 従前の勤務成績、健康診断、及び面接により総合的に審査する。
- (2) 無年金となる定年退職者を優先的に任用する。

8 審査結果及び配置について

審査結果については、1月下旬に連絡する。また、配置先については、年度末の人事異動内示の際に連絡する。

「身体障害者手帳」の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの者については、本人の希望により配置先や通勤距離等について配慮する。

9 その他

この選考審査の手続等についての問い合わせ先は、次のとおり。

徳島県教育委員会教職員課小中学校人事担当 （電話 088-621-3131）